



1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダースクラブFAXニュース
(1996年) 平成8年 2月28日 水曜日

発行所 株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678
編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

見えない税金をお酒と一緒に飲んでいる!!

Q: 私は、晩酌で飲むビールが大好きで、明日への活力、元気の源として毎日楽しく飲んでおります。

ところで、お酒の価格には、かなり税金が含まれているそうですが、どのくらい税金がかかるのでしょうか。

A: 酒税やたばこ税などは、料金の中に含まれているため、俗に「見えない税金」と言われています。

ビールなどについては、約半分程度が酒税(国税)となっています。

【解説】

「見えない税金」は、正しくは「個別間接税」といいます。

酒やたばこを購入すると、その価格には酒税やたばこ税が含まれています。酒税は、その種類や品目等により税率が異なりますが、ビールなどはだいたい半分程度が税金になります。

飲食店やバーなどで飲むと、3%の消費税のほかに特別地方消費税が同じく3%かかってきます。

この特別地方消費税(都道府県税)は、消費税の導入に伴い、料飲税が抜本的に改正されたもので、飲食店などで1人1回の料金の7,500円以下の場合には課税されません。

また、旅館での宿泊およびこれにともなう飲食が1人1泊につき1万5,000円以下であれば課税されません。

